

令和6年3月29日  
＜問い合わせ先＞  
住宅局建築指導課  
住宅局参事官(建築企画担当)付  
代表 03-5253-8111

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する  
法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係告示の制定に関する  
意見募集の結果について  
(うち令和6年3月29日(金)公布の告示案部分)

国土交通省では、令和6年1月19日(金)から2月17日(土)までの期間において、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係告示の制定に関する意見募集を行いました。このうち令和6年3月29日(金)公布の告示案部分について寄せられたご意見の概要とそれに対する国土交通省の考え方を以下のとおりとりまとめましたので、公表いたします。

皆様のご協力に深く感謝申し上げますとともに、今後とも国土交通行政の推進にご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

※上記の告示案以外の告示案に関する意見募集の結果につきましては、令和6年3月25日付で公表しております。

**○脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係告示の制定に関する意見募集に寄せられたご意見等と国土交通省の考え方**

※7の個人・団体から合計35件のご意見等をいただきました。

※とりまとめの都合上、内容を適宜要約しています。

※本改正と直接の関係がないため掲載しなかったご意見等についても、今後の施策の推進に当たって、参考にさせていただきます。

**○脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係告示の制定に関するご意見**

**【法第3条第2項の規定により法第21条等の適用を受けない建築物に係る増築又は改築に係る部分の構造方法等を定める件の新設（法第86条の7第1項、令第137条の2の2から第137条の11まで関係）】**

※公布にあたり、告示名を「建築基準法第3条第2項の規定により同法第21条等の適用を受けない建築物における増築又は改築に係る部分の特定主要構造部の構造方法等を定める件」に変更しました。

パブリックコメントにおける主なご意見	国土交通省の考え方
防火避難規定の現行基準適合が要求されない小規模増改築の範囲において「当該増築又は改築に係る部分以外の部分における危険性を増大させないものであること。」とされていることについて、各規定の考え方を明らかにすべき。	技術的助言等で考え方を示して参ります。
一の敷地内に二以上の建築物が存する場合、増改築工事を行わない建築物は「当該増築又は改築に係る部分以外の部分」に該当するののか。	各規定毎に特定行政庁において、個別の建築物の状況等を鑑みて判断することになります。
一の敷地内に二以上の建築物が存する場合、対象床面積は建築物毎に算定すると解してよるしいか。	各規定毎に特定行政庁において、個別の建築物の状況等を鑑みて判断することになります。

パブリックコメントにおける主なご意見	国土交通省の考え方
一の敷地内に二以上の建築物が存する場合、令 137 条の 10 第一号ロ (2)における「延べ面積が 500 m <sup>2</sup> 以下であること」とは、各棟毎に判断すると解してよろしいか。	貴見のとおりです。
「火熱遮断壁等で区画された増改築部分と既存部分相互の外壁間の中心線」をどのように考えればよいか、図解等で示すべき。	技術的助言等において示して参ります。
令第 109 条の 2 の 2 については、今般の法改正による既存不適格建築物に係る増築等時における制限緩和の対象となっているか。	令第 109 条の 2 の 2 は対象としておりません。
地方公共団体の条例で既存不適格の増改築等に係る事項を定めている場合、当該条例は今般の改正後も有効なのか。	当該条例を定める地方公共団体にご確認ください。
地方公共団体の条例で防火避難上の追加要件を課している場合、火熱遮断壁等で区画することに当該条例の規定上も別棟とみなすことが出来るのか。	当該条例を定める地方公共団体にご確認ください。

**【階段室、機械室その他の火災の発生のおそれの少ない用途を定める件の新設（令第 137 条の 2 の 2 第 1 項第 2 号関係）】**

パブリックコメントにおける主なご意見	国土交通省の考え方
「その他これらに類するもの」として認められる用途を明確にすべき。	<p>特定行政庁において各室の用途・可燃物量・利用形態等を鑑みて判断することになりますが、今後解説書等で考え方を示して参ります。</p> <p>なお、令第 128 条の 7 に規定する「火災の発生のおそれの少ない室」については、『建築物の防火避</p>

パブリックコメントにおける主なご意見	国土交通省の考え方
	<p>難規定の解説』（編集 日本建築行政会議）において空調機械室・冷蔵室や玄関・階段付室等が例示されており、本告示の運用においても参考としていただくことが可能です。</p>
<p>機械室については、その機械の種別等により出火の危険性が高い場合もあると想定されることから、一律に火災の発生のおそれの少ない用途に該当すると判断できないのではないかと。</p>	<p>本用途は昇降機その他の建築設備の機械室を想定したものであり、すべての機械室が火災の発生のおそれの少ない用途に該当するわけではございません。多種多様なものが想定されるため個別のケースについてお示しすることは困難ですが、機械の種別や可燃物量に応じて、特定行政庁において判断することになります。</p>